

平成 24 年 2 月 21 日  
消 防 庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では、平成 23 年 6 月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきたところです。

この度、報告書が取りまとめられましたので、公表します。

【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※ [報告書](http://www.fdma.go.jp/)全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



<連絡先>

消防庁 危険物保安室

担当：中本、玉越、開原

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要

目的: 現在消防法上の危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質(火災危険性を有するおそれのある物質)や火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質(消防活動阻害物質)を早期に把握し、危険性を評価すること。

## 検討会委員名簿(五十音順)

朝倉 浩一 慶應義塾大学理工学部 教授  
新井 充 東京大学環境安全研究センター 教授  
岩田 雄策 消防研究センター 危険性物質研究室長  
芝田 育也 大阪大学環境安全研究管理センター 教授  
田村 昌三 東京大学 名誉教授(座長)  
鶴田 俊 秋田県立大学システム科学技術学部 教授  
松木 邦夫 一般社団法人日本化学工業協会環境安全部 部長  
三宅 淳巳 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授

## 検討会開催状況

【第1回検討会】平成23年6月29日開催  
・火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質の調査方法の決定

【第2回検討会】平成23年12月22日開催  
・候補物質の調査結果及び指定要件により対応を決定

【第3回検討会】平成24年1月25日開催  
・報告書取りまとめ

## 検討概要

### 火災危険性を有するおそれのある物質

#### 【調査物質】

国内外の8つの事故事例のデータベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質35物質を抽出し、用途・流通量による優先順位をつけた10物質について、詳細な調査・分析を行った。

#### 【危険物へ追加する条件】

次の2条件を満たしている場合は危険物として規制を行う必要がある。

条件① 危険物確認試験において、危険物としての性状を有すること。

条件② 年間生産量等が一定量以上であること。

#### 【調査検討結果】

今回の調査において、条件①及び条件②を満たす物質はなかった。したがって、今回、消防法上の危険物へ追加すべき物質はなかった。

### 消防活動阻害物質

#### 【調査物質】

毒物及び劇物指定令の一部改正(平成23年10月25日施行)により、毒物及び劇物に、新たに指定された下記3物質及び除外された8物質について調査を行った。

ア 3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤

イ 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

ウ 5-メキシ-N,N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

#### 【消防活動阻害物質への追加の考え方】

消防法の危険物に非該当で、下記①～④のいずれかに該当する物質から、流通量を考慮して決定する。

①常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの ②加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの

③水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの ④注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

#### 【調査検討結果】

毒物及び劇物に、新たに指定された3物質のうち、アは危険物に該当し、他の2物質は薬事法の指定物質であり、原則、製造及び輸入は禁止され、流通量が極めて少ない。したがって、今回、消防活動阻害物質に追加すべき物質はなかった。

なお、除外された物質については、消防活動阻害物質に指定されている物質ではないため法令上の対応は要しない。